

公益社団法人日本植物学会役員・委員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本植物学会の役員・委員の報酬について、定款第25条及び細則第23条に基づき定める。

(有給とするものの範囲)

第2条 この法人の役員・委員のうち、以下の者を有給とすることができる。

(1)会長を除く運営委員

(2)JPR 編集委員

(3)大会会長

(4)大会実行委員長

2.前項以外の役員・委員については、無給とする。

(報酬)

第3条 業務執行理事報酬は、年額12万円とする。業務執行理事を除く運営委員報酬は年額4万円とする。大会会長ならびに大会実行委員長の報酬は、大会開催年に限り年額4万円とする。JPR 編集委員報酬規定については別に定める。

(規程の改正)

第4条 本規程を改正するには代議員会の決議を得なければならない。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、2012年9月14日から施行する。

3. この規程は、2013年3月2日から施行する。

4. この規程は、2013年9月12日から施行する。

5. この規程は、2017年3月5日から施行する。

6. この規程は、2017年9月7日から施行する。

7. この規程は、2021年3月7日から施行する。